

# 質問票兼同意書

事業所名称			
健康保険被保険者 証の記号・番号	記号	番号	
私は定期健康診断の結果（特定健康診査項目以外の検査項目を含む。）について、全国健康保険協会富山支部へ提供することに同意いたします。	署名欄	令和 年 月 日	
		フリガナ 氏名	Ⓜ
※本人自署の場合は押印不要			

以下の質問項目にご回答ください。（健診結果に記載がある場合は回答不要です。）

腹囲	腹囲をご記入ください。	c m
検査前の 食事時間について	食後10時間を経過していない健診の場合はいずれかに☑をしてください。 ☑がない場合は、食後10時間以上経過しているものとして取り扱います。	<input type="checkbox"/> 食後3.5時間未満 <input type="checkbox"/> 食後3.5時間以上10時間未満

当てはまる場合のみ、「はい」に☑をしてください。「いいえ」の場合はその項目について☑は不要です。

	質問項目	回答
服薬歴	血圧を下げる薬を飲んでいますか？	<input type="checkbox"/> はい
	インスリン注射または血糖を下げる薬を飲んでいますか？	<input type="checkbox"/> はい
	コレステロールまたは中性脂肪を下げる薬を飲んでいますか？	<input type="checkbox"/> はい
喫煙歴	現在、たばこを習慣的に吸っていますか？ ※習慣的な喫煙とは、月に100本以上または6ヵ月以上喫煙しており、健診の直近1ヵ月も吸っている状態。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 以前は吸っていたが 直近1か月は吸っていない
既往歴	これまでに大きな病気や手術をしたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい ※「はい」の場合は病名等 ( )
自覚症状	本人が自覚する症状はありますか？	<input type="checkbox"/> はい ※「はい」の場合はその症状 ( )
他覚症状	医師から言われた症状はありますか？	<input type="checkbox"/> はい ※「はい」の場合はその症状 ( )

～質問票は以上です。ご協力ありがとうございました。～

【ご記入方法につきましては、裏面の記入例をご参照ください。】

※お手数ですが、対象者人数分コピーのうえご利用ください

## 【定期健診結果を提供することについて】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条3項及び4項において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して定期健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は、保険者に対して定期健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が定期健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではありませんが、その健診結果に、特定健康診査（以下「特定健診」といいます）項目以外の健診結果が含まれている場合は、健診を受診されたご本人様の同意が必要となります。

### <事業主様へ>

定期健診結果を提供の際に、特定健診項目以外の健診結果が記載されている場合は、必ず健診を受診された従業員様から同意（表面の署名）を得ていただきますようお願いいたします。

### <健診受診者（従業員）様へ>

定期健康診断の結果（特定健康診査項目以外の検査項目を含む。）について、全国健康保険協会富山支部へ提供することに同意いただける場合は、表面「署名欄」に署名をお願いいたします。

※ 特定健診項目以外の健診結果については、全国健康保険協会において利用いたしません。なお、ご提供いただきました定期健診結果の写しについては、特定健診結果のみを登録後、適宜廃棄させていただきます。

### 《ご提供をお願いする健診結果の項目等》

#### 1. 対象者

協会けんぽ加入の被保険者

※生活習慣病予防健診を受診された方、これから受診予定の方は除きます。

#### 2. 特定健診項目

##### (1) 基本データ

・ 氏名（カナ）、生年月日、性別、健診実施日、健診機関名、健康保険の記号・番号

##### (2) 健診項目

・ 身長、体重、BMI、腹囲、血圧、脂質（空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール）、空腹時血糖又はHbA1c又は随時血糖（食事開始から3.5時間未満を除く）、肝機能（AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)、尿検査（尿糖、尿たんぱく）

##### (3) 問診票

・ 既往歴、服薬歴、喫煙歴、自覚症状、他覚症状、メタリックドーム判定、医師の診断（判定）、医師氏名

### 【ご参考】「高齢者の医療の確保に関する法律」～抜粋～

#### 第二十七条

3 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者にかかる健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査もしくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。